様式第３号（第５条関係）
指令第７号

許　　可　　証

住　所　　知多市にしの台四丁目 19 番地の 13
氏　名　　株式会社　三四四
　　代表取締役　　千　賀　貴　彦

常滑市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 11 条第１項の規定により次の条件を附し、一般廃棄物処理業を許可する。

令和８年４月１日

常滑市長　伊　藤　辰　矢

１	種　　類	事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬（積替え保管を含む）
		特定家庭用機器廃棄物の収集運搬（荷卸しを含む）
２	許可区域	常滑市内全域
３	搬 入 先	知多南部広域環境センター
		常滑市内の㈱三四四（一般廃棄物のうち、食品廃棄物の一部）
		特定家庭用機器廃棄物の指定引取場所
		その他協議した場所
４	有効期間	自　令和８年４月１日
		至　令和 10 年３月 31 日
５	許可条件	①　廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守し、常に衛生的に処理すること。
		②　収集運搬する際は、飛散しないように万全の措置を講ずること。
		③　施設利用の際は、職員の指示に従うこと。
		④　四半期ごとに処理業務実績報告書を提出すること。
６	そ の 他	